平成２６年（フ）第９３４３号
福岡県福岡市博多区比恵町10―20―804
破産者　平　真一郎
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３４４号
福岡県福岡市博多区比恵町10―20―804
破産者　平　磨己
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９３５９号
東京都板橋区四葉１丁目27番８―301号
破産者　有限会社ハタケヤマ運送
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４０３号
東京都港区東麻布１丁目４番３号
破産者　株式会社創栄（旧商号株式会社創英テクノロジー）
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４０４号
千葉県流山市大字上新宿126―２、住民票上の住所千葉県流山市美田69―44
破産者　米満三千穂
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４１３号
神奈川県横浜市中区本牧元町15番８号
破産者　有限会社アイエヌジー工務店
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４１４号
神奈川県横浜市南区中村町３丁目203―30
破産者　下山　進
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４１５号
神奈川県鎌倉市笛田５－４―62
破産者　株式会社プラン・ドゥ・シー
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４２８号
東京都新宿区中落合３丁目６番４―206号
破産者　株式会社パートナー
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４２９号
埼玉県川口市朝日２丁目25―16
破産者　瀧野　正徳
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４３４号
東京都新宿区高田馬場４丁目22―29―201
破産者　玉村　健太
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４４６号
東京都大田区南六郷１丁目32―14―４
破産者　千明　美紀
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４４７号
神奈川県横浜市青葉区あざみ野２丁目28番地８
破産者　株式会社ラングアソシエーション
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４４８号
神奈川県横浜市青葉区荏田北１丁目６－９－402
破産者　立山　浩二
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４５４号
神奈川県横浜市南区吉野町３－７－６　ＴＳ横浜ビル６Ｆ
破産者　株式会社エイキューブ
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４５５号
東京都港区南青山２丁目２番15号
破産者　青山リスクマネジメント株式会社
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４５６号
神奈川県横浜市南区永楽町１丁目９－１－701
破産者　佐野　友映
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４５９号
東京都江戸川区南小岩７丁目27番地14号
破産者　有限会社ラツフ
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９４７９号
宮城県仙台市泉区鶴が丘１丁目21―23、開始決定時の住所埼玉県東松山市白山台26―４
破産者　八嶋　祥行
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５２０号
東京都港区芝２丁目29番10号　パシフィックシティ芝ビル７階
破産者　株式会社ナレッジパーク
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５２１号
東京都中央区銀座２丁目12番12号
破産者　株式会社マナビート
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（フ）第９５２２号
長崎県長崎市鳴見台２丁目３―17
破産者　中村　雄介
1　決定年月日　平成27年１月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部